



平成23年 8月17日
日本原子力発電株式会社

平成23年東北地方太平洋沖地震における東京電力株式会社福島第一原子力発電所
及び福島第二原子力発電所の地震観測記録が中断した原因の分析結果を
踏まえた対応について（報告）

当社は、平成23年5月18日付け、原子力安全・保安院からの「平成23年東北地方太平洋沖地震における東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の地震観測記録が中断した原因の分析結果を踏まえた対応について」の指示^(*)に基づき、当社発電所における地震観測記録の収集のために自主的に設置している地震計の収録装置の調査及び改修結果について、本日、原子力安全・保安院へ報告しました。

今後も東北地方太平洋沖地震により得られた知見について、迅速かつ的確に必要な対策を追加し、発電所の安全確保に万全を期してまいります。

* 平成23年5月18日付 原子力安全・保安院からの指示

原子力安全・保安院は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震時に福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所で観測された地震観測記録の分析結果及び地震観測記録が中断したことについて、平成23年5月16日、東京電力株式会社から報告書を受領しました。

その報告内容を踏まえて、原子炉設置者等に対して、地震計のデータを記録する装置における不具合の調査と、必要に応じた改修の指示を発出しました。

上記指示を受け、当社発電所において、地震観測記録の取得を目的として設置している収録装置を対象に、同様の不具合の有無を調査し、その結果に応じて実施した改修結果を原子力安全・保安院に報告することを求められています。

添付資料

- ・ 平成23年東北地方太平洋沖地震における東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の地震観測記録が中断した原因の分析結果を踏まえた対応に基づく報告について（概要）

以上

問合せ先：日本原子力発電株式会社
広報室 荻野・浦上
TEL：03-6371-7300

平成23年東北地方太平洋沖地震における東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の地震観測記録が中断した原因の分析結果を踏まえた対応に基づく報告について（概要）

1. はじめに

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下、「今回の地震」）では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の地震観測記録の収集のために自主的に設置した複数の地震計において、地震計のデータを記録する装置（以下、「収録装置」）の不具合により、今回の地震の記録開始から130～150秒程度で記録が中断するという事象（以下、「今回の事象」）が発生しました。

本報告書は、これを受け原子力安全・保安院から出された指示文書※に基づき、地震観測記録の収集のために東海第二発電所及び敦賀発電所に自主的に設置している地震計の収録装置について、調査及び改修結果をまとめたものです。

※：「平成23年東北地方太平洋沖地震における福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の地震観測記録が中断した原因の分析結果を踏まえた対応について」（平成23・05・16 原院第5号、平成23年5月18日）

2. 調査内容

今回の事象は、以下に示す収録装置のプログラムの不具合が、同時に生じたことによつて記録が中断したとされています。

- （1）地震データ記録中に記録を停止する設定値を下回るゆれを一度感知すると、その後に設定値を上回る揺れを感知したとしても、そのまま記録を終了してしまうプログラムになっていたこと。
- （2）収録装置の記録が中断した場合においても、その後の時点における揺れが記録を開始する設定値を超えると、記録を再開するよう動作すべきであったが、記録媒体の認識に不具合があったため、記録を再開しなくなるプログラムとなっていたこと。

調査にあたっては、当社発電所に設置している地震計の収録装置において、上記（1）及び（2）と同様の不具合がないかを調査しました。

3. 調査結果及び収録装置の改修

東海第二発電所及び敦賀発電所に設置している収録装置20台（東海8台、敦賀12台）のうち13台（東海6台、敦賀7台）については、2.（1）及び（2）のプログラムの不具合に該当し、今回の事象と同様な事象が発生する可能性が否定できないことがわかりました。

これら13台の収録装置については改修が必要と判断し、記録の中断等が発生しないようプログラムの改修を行い、その後、動作確認を行いました。

以 上